



ひだかインフォメーション
 市役所へのご連絡は
 ☎ 989-2111 FAX 989-2316
 ホームページアドレス
<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

お知らせ

住民票の写し等の「本人通知制度」事前登録受け付け中

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害を防ぐことを目的として、住民票の写し、戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者に交付したときに、事前登録した人に交付したことを通知する「本人通知制度」を実施しています。

通知する内容 交付年月日、交付した証明書の種別、通数、交付請求者の種別(代理人・第三者)

登録手続き 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、

運転免許証等)をお持ちの上、各出張所または直接左記へお問い合わせ 市民課市民担当 (1階②番窓口)



自転車に幼児を同乗させる場合の注意

自転車利用に関するルールが改正され、小学校入学前までの幼児の同乗が可能になりました。○幼児を同乗させる場合には座席の製品ごとに安全基準をチェックしましょう。

○4歳未満の場合は、おんぶで同乗しましょう。抱っこは禁止です。

○4人乗りは禁止です。

○同乗させる場合は、必ずヘルメットを着用するようにしましょう。

小学生以下の児童にヘルメットを新しく購入した際には、補助が受けられます。詳しくは左記へお問い合わせください。

問い合わせ 危機管理課交通安全全・防犯担当

延滞金の割合等が変更されました

令和2年度税制改正により、1月1日から特例基準割合が延滞金特例基準割合と名称変更され、延滞金の割合も左表の通り変更となりました。

問い合わせ 収税課収税担当 (1階①番窓口)

	納期限経過後 1か月以内	納期限経過後 1か月経過後
変更前	2.6% 特例基準割合 (1.6%) + 1%	8.9% 特例基準割合 (1.6%) + 7.3%
変更後	2.5% 延滞金特例基準割合 (1.5%) + 1%	8.8% 延滞金特例基準割合 (1.5%) + 7.3%

飯能警察署からのお知らせ

振り込め詐欺の最大の防犯対策は「犯人と話をしてはいけない」ことです。話をしてしまうと、動揺して相手のペースに乗せられてしまいます。被害に遭っている人の大半は、詐欺の手口を知っているにもかかわらず騙されて

国民年金保険料は前納制度の利用がお得



国民年金保険料の前納制度とは一定期間の保険料をまとめて納めることで、保険料の割引が受けられる制度です。前納制度を利用する場合の納付方法は、□座振替・納付書(現金)・クレジットカードの3種類があり、□座振替による前納が最も割引額が多く、お得です。ただし、前納制度の利用を希望する場合は事前に申請が必要です。ご注意ください。

□座振替による前納の申込期限

- 2年前納(令和3年4月分～5年3月分) →令和3年2月末日
- 1年前納(令和3年4月分～4年3月分) →令和3年2月末日
- 6か月前納(令和3年4月分～3年9月分) →令和3年2月末日
- 6か月前納(令和3年10月分～4年3月分) →令和3年8月末日

納付書(現金)による前納の申込期限

- 2年前納(令和3年4月分～5年3月分) →令和3年3月末日

クレジットカードによる前納の申込期限

- 2年前納(令和3年4月分～5年3月分) →令和3年2月末日
 - ※1年前納、6か月前納の納付書は4月上旬に日本年金機構より発送されるため、事前の申し込みは不要です。
 - ※割引額等の詳細は下記へお問い合わせください。
- 問い合わせ** 所沢年金事務所 ☎04-2998-0170

振込め詐欺の最大の防犯対策は「犯人と話をしてはいけない」ことです。話をしてしまうと、動揺して相手のペースに乗せられてしまいます。被害に遭っている人の大半は、詐欺の手口を知っているにもかかわらず騙されて

全課 ☎972-0110

○在宅中も常に留守番電話設定にする(犯人は録音を嫌みます)。

○身に覚えのない料金を請求するはがきや電子メールに書かれている連絡先には電話しない。



重度心身障がい者の医療費を助成しています

重度の障がいのある人に、医療費の自己負担分を助成していただきます。助成を受けるには、あらかじめ受給資格の登録申請が必要です。

対象 国民健康保険などの各種医療保険に加入し、次のいずれかに該当する人

- ① 身体障がい者手帳1〜3級を所持している人
- ② 療育手帳A・A・Bを所持している人
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している人
- ④ 65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けている人

※平成27年1月1日以降に新たに障がいの程度が該当の等級になった65歳以上の人は対象外となります。

※平成31年1月1日から一定以上の所得がある人は、助成の対象外となりました。ただし、平成30年12月31日までに受給資格を登録し、引き続き対象の障がい該当する人は、令和4年9月30日までは従来どおり助成の対象となります。

対象となる医療費 医療保険制度が適用される医療費の一部負担金(高額療養費などの法

定給付や他の公費負担医療制度から支給される金額を除く)

住所や保険証が変わったら

登録申請をしている人で、住所・加入医療保険・振込口座・身体障がい者手帳等の記載内容に変更があった場合、生活保護の受給開始・廃止があった場合、施設の入所・退所があった場合には変更届の提出が必要です。

平成31年1月1日以降に登録申請をした人

毎年9月中旬に所得審査等を行い、結果を通知します。助成の対象となる人には、新しい受給者証を9月中にお送りします。
問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)



募集



**働く意欲のある
元気な高齢者を募集**

シルバー人材センターでは、

市内在住で60歳以上の元気で働く意欲がある会員を募集しています。新しい年度のスタートにシルバー人材センターで仕事を見つけてませんか?

作業内容 植木作業、除草作業(草刈・草むしり)、屋内外清掃作業、カーポート整理作業、事業所内軽作業、施設窓口管理、駐輪場整理など

入会説明会

日時 2月18日、3月18日、4月15日の木曜日

午前9時30分から

申し込み 電話または直接左記へ(事前予約制)

問い合わせ 日高市シルバー人材センター(総合福祉センター「高麗の郷」敷地内)
☎9855-5858



広告募集

市ホームページおよび広報ひだかでは、広告を随時募集しています。詳しくは、左記へお問い合わせください。

問い合わせ 市政情報課市政情報担当

教育相談室「たより」484

頑張れ!! 「ピカピカの1年生」

新型コロナウイルス感染症が騒がれるようになってから一年が経過しました。多くの人たちが終息を願う中、暦の上では立春を迎え、寒さの中にも春の日の差し暖かさを感じるようになってきました。

この季節は、子どもたちが進級や入学の準備を始める時期でもあります。小学校に入学する子どもたちにとっては、今までとは大きく環境が変わった新しい生活が始まります。楽しみととも不安な気持ちもあるかと思われるかもしれません。その不安がなるべく小さくなるようにお子さんと一緒に準備を進めてはいかがでしょうか。

まず始めに、きちんと生活リズムをつくれるようにしましょう。登校時刻に間に合うようにゆとりをもって起き、朝食をしっかりとする習慣をつくるのが大切です。早寝の習慣づけも心掛けたいものです。家族で協力して子どもが早く寝られるような環境を整えてあげましょう。

「早寝、早起き、朝ごはん」は、小学校の合言葉になっています。また、通学路を確認するため

に子どもと一緒に学校まで歩いてみてはいかがでしょうか。交通量の多い道や狭くて歩道のない道を通るときには、歩きながら、「ここは危ないから必ず1列で歩こうね」とその場での声掛けが効果的です。

学校生活は集団で活動する場面が多いので、自分の気持ちをその都度伝えられるようになることも必要でしょう。例えば、「ありがとう」「ごめんなさい」といった言葉が自然に言えるように日常生活の中で身に付けられるようにしたいものです。

新入生の親としては、学習面の心配も大きいでしょう。我が子が毎日新しいことを学んで、生き生きと生活できるのを誰もが望んでいるはずですが、友達やきょうだいと比べることなく、その子の良さや頑張りをたくさん褒めてあげてください。きっと大きな自信につながると思います。

入学まであと二か月。親子のふれあいを大切にしながら、ゆとりを持って就学前の時間を過ごしてください。